

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		火の見やぐら等安全対策事業費補助金		市の担当部課 問い合わせ先	消防本部消防署 0568-65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称				代表者名		—	
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	令和5年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		火の見やぐら等の設置が、一部の町内会等に限定されているため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		補助金を交付することで、地震や風水害等によって倒壊の恐れがある老朽化した火の見やぐら等の撤去を推進し、市民の生命、身体及び財産を保護する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算		
		—	187,000 円	0 円	0 円		
		—	(187,000 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		・老朽化した火の見やぐら等の撤去					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		0 円			
		うち補助事業全体の経費		0 円			
		うち補助対象経費		0 円			
		補助対象経費の内訳		0 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		撤去工事に要した経費の1/2 (1,000円未満の端数は切り捨て)			
		補助限度額		500,000円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		老朽化した火の見やぐらの撤去を行ったことにより、地震等災害時の危険を排除し、市民の安全安心に寄与している。					
その他参考事項		火の見やぐら保有団体数 17団体					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和元年度の実績に基づき作成しています。